

令和4年5月25日

神東塗料（株）不適切行為によるダクタイル鉄管への影響について （第十報）

当協会では、4月4日付の第九報で、当協会の会員会社及び、その他の工業会に所属するすべての製造業者が提供しているダクタイル製品について、日本水道協会による出荷自粛製品はなくなるとご報告いたしました。その時の、日本水道協会が定める暫定期間は、令和4年7月31日まででしたが、この度日本水道協会のWebサイト5月20日付で、暫定期間が令和5年3月31日まで延長されましたので、ご報告いたします

(URL：[http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload\\_file\\_20220520001.pdf](http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20220520001.pdf))

また、日本水道協会より新たに「神東塗料（株）による水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗料（JWWA G 112）などの新たな不適切行為とその対応について」下記の通り、今後の対応が公表されましたのでお知らせいたします。

(URL：[http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload\\_file\\_20220520002.pdf](http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20220520002.pdf))

当協会としては、関係団体・会員会社と協力し、今後も必要な情報を的確に提供してまいります。ダクタイル鉄管、異形管をご採用頂いているお客様には、大変なご不便とご迷惑をおかけしていますことを、重ねてお詫び申し上げます。